

自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでおり、都における浮遊粒子状物質の濃度は大きく改善してきた。しかしながら、都民の健康と生命を守るためには、一層の改善が必要な状況にある。

この大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。また、国は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の対策地域への流入車対策の必要性を認識せず、規制のかからない自動車の流入を放置している。

については、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、以下の措置を講じること。

5 不正軽油対策

不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税・滞納などの問題に対処するため、次のとおり早急に対策を講じること。

- (2) 不正軽油の原料として用いられることを知って、重油、灯油等の炭化水素油等を販売、譲渡又は運搬した者に対する罰則規定を整備すること。
- (3) 重油及び灯油に混入されている識別剤(クマリン)を新たな薬剤に変更すること。また、識別剤の添加を義務化し、除去を禁止するとともに、違反者に対する罰則規定を整備すること。